

TOSHIBA

グリーン調達 ガイドライン



2019年 6月

人と、地球の、明日のために。

東芝エレベータ株式会社

【目次】

目次	2
1. はじめに	2
2. 東芝エレベータグループの環境基本方針	3
3. 本ガイドラインの趣旨	4
4. 東芝エレベータグループのグリーン調達基準	4
4.1 環境管理システム(EMS)の構築	4
4.2 調達品の含有化学物質の管理	4
4.3 東芝エレベータグループ環境関連物質リスト	5
表1 東芝エレベータグループ環境関連物質区分	
表2 ランクA 禁止物質(群)	5
表3 ランクB 管理物質(群)	7
5. 調達取引先様へのお願い事項	8
5.1 調達取引先様での環境保全の推進	8
5.2 環境負荷の小さい製品・部品・材料等の供給	8
5.3 調達品の環境品質確保のための契約の締結	8
5.4 各種調査への協力	8
5.4.1 調達取引先様の環境保全活動の調査	8
5.4.2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査	8
5.4.3 調達品の含有化学物質(群)に関する調査	8
5.4.4 特定化学物質調査依頼書 兼 不含有証明書	9
5.5 本紙の取り扱い上の注意	9

【帳票関係】

【様式1】環境保全評価リスト

【様式2】特定化学物質 含有／不含有調査表(不含有証明書)

* 上記の帳票および参照データは弊社のホームページ

URL: https://www.toshiba-elevator.co.jp/elv/csr/pdf/green_guide.pdf

に掲載しております。調達取引先様におかれましては、弊社ホームページからダウンロードして頂き、ご使用願います。

【お問い合わせ先】

本ガイドラインに関するお問い合わせは下記にお願いします。

・東芝エレベータ株式会社 調達部 TEL:044-331-7024 FAX 044-548-9595

1. はじめに

東芝グループでは、「人と、地球の、明日のために。」のスローガンのもとにCSR(企業の社会的責任)活動を進めており、この重要な柱の一つとして環境経営を推進しています。

東芝グループ環境基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品において、“豊かな価値の創造”と“地球との共生”を一体とした環境配慮に取り組みます。

このような考えのもと、東芝環境ビジョン2050を策定し、2050年のあるべき姿からバックキャストिंगして、具体的な環境活動項目とその目標値を管理しています。

私たちが取り組むべき課題は多種多様ですが、製品を「つくる」段階から、お客様が「つかう」段階、そして役割を果たした後に再び資源として「いかす かえす」段階まで、様々な環境影響を製品のライフサイクル全体で総合的に評価する必要があります。

東芝グループでは「つくる」段階での取り組みのひとつとして、グリーン調達を推進しています。

グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することです。

有害化学物質等の環境負荷・リスクの低減を考慮した事業活動を進めるためには、サプライチェーン全体にわたる活動が不可欠であり、ビジネスパートナーである調達取引先様のご協力が欠かせません。

東芝エレベータグループも、東芝グループの一員として、東芝グループのグリーン調達ガイドラインに準拠した活動を展開しています。このたび、「グリーン調達ガイドライン」をより時代の要請に即した内容に改訂しました。

調達取引先の皆様には、持続可能な社会構築に向けて、グリーン調達へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◆東芝グループのグリーン調達ガイドライン

http://www.toshiba.co.jp/env/jp/products/pdf/greenprocurement_ver5_jp.pdf

2. 東芝エレベータグループの環境基本方針

東芝エレベータグループは、「“かけがえのない地球環境”を、健全な状態で次世代に引き継いでいくことは、現存する人間の基本的責務」との認識に立って、東芝グループ環境ビジョンのもと、豊かな価値の創造と地球との共生を図ります。低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を目指した環境活動により、持続可能な社会の実現に貢献します。

◆環境経営の推進

1. 環境への取り組みを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、社会、経済と調和させた環境経営活動を推進します。
2. 事業活動、製品・サービスに関わる環境側面について、環境への影響を評価し、環境負荷の低減、汚染の防止、生物多様性および気候変動への対応等に関する目標を設定して、環境経営活動を推進します。
3. 環境パフォーマンスの向上のために、監査の実施や活動のレビューによる、環境経営活動の継続的な改善を図ります。
4. 事業活動、製品・サービスに関わる環境に関する法令、当社が同意した業界などの指針および自主基準などを遵守します。
5. 従業員の環境意識をより高め、全員で取り組みます。
6. グローバル企業として、東芝エレベータグループ一体となった環境経営活動を推進します。

◆環境調和型製品・サービスの提供と事業活動での環境負荷低減

1. ライフサイクルを通じて、環境負荷の低減に寄与するエクセレントECPをはじめとした環境調和型製品・サービスを提供します。
2. 地球資源の有限性を認識し、地球温暖化の防止、資源の有効活用、化学物質の管理など、開発・設計～回収・廃棄などすべての事業プロセスで環境負荷低減に取り組みます。

◆地球内企業として

1. 環境に配慮した製品、サービスの開発と提供および地域・社会との協調連帯により、環境活動を通じて社会に貢献します。
2. 相互理解の促進のために、環境情報の開示と積極的なコミュニケーションを行います。

3. 本ガイドラインの趣旨

東芝エレベータグループでは、東芝エレベータ環境基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品において、“豊かな価値の創造”と“地球との共生”を一体とした環境配慮に取り組んでいます。その一つの取り組みとして、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスの提供を推進しています。このためには、グリーン調達に欠かせません。

本ガイドラインは、グリーン調達に関する東芝エレベータグループの基本的な考え方であるグリーン調達基準を示し、合わせて、納入して頂く以下に示す納入品について、調達取引先様にお願いする具体的内容について示しています。

東芝エレベータグループは、本ガイドラインに記載したグリーン調達基準に基づく調達活動を通して、調達取引先様とともに地球環境保全活動に取り組んでまいります。

3.1 適用する調達品の範囲

本ガイドラインは、弊社における「商品(*1)に係る材料等の調達品」及び「生活活動に係る調達品」に関し、調達先様からの調達品に適用します。

- ・システム構成品、ユニット品（電気電子部品、プリント配線板、その他組立品等）
- ・電気電子部品、筐体機構関連部品等
- ・据付工事用品
- ・保守・改修用品
- ・副資材(*2)
- ・梱包、包装材料(*3)
- ・ビルファシリティー商材

(*1) 弊社が販売する全ての商品とし、OEM先及びODM先にて製造され販売するものを含まず。

(*2) はんだ、接着剤等、商品の一部を構成する材料を示します。

(*3) 梱包、包装材料は必要に応じて調査を行います。調査対象は個別に指定させていただきます。

4. 東芝エレベータグループのグリーン調達基準

東芝エレベータグループのグリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することと考えています。そのために、以下のような東芝エレベータグループ共有のグリーン調達基準を定め、グリーン調達を推進しています。

4.1 環境管理システム(EMS)の構築

東芝エレベータグループでは、環境経営の推進の取り組みの一環として、環境管理システム(EMS)を運用・構築し、ISO14001の認証を取得しております。

この環境管理システム(EMS)の運用ルールにおいて、調達取引先様にも環境管理システム(EMS)等の構築をはじめとする環境活動への積極的な取り組みをお願いすると共に既に実践されている調達取引先様を優先する様に定めております。

4.2 調達品の含有化学物質の管理

調達品の含有化学物質の管理は、JAMP(*1)における合意事項を重視し、JAMPが発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に即した管理を実施します。

(*1) JAMP(Joint Article Management Promotion-consortium)は、

アーティクルマネジメント推進協議会（以下JAMPと記す）の略称であり、サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の円滑な開示・伝達のための仕組み作りを推進する非営利団体。詳細は、次のURLをご参照下さい。

JAMP URL: <https://chemsherpa.net/>

4.3 東芝エレベータグループ環境関連物質リスト

東芝エレベータグループでは、「東芝エレベータグループ環境関連物質リスト」を定め、以下の通り、「ランクA: 禁止物質(群)」と「ランクB: 管理物質(群)」の2つのカテゴリーに分けて、調達品の含有化学物質を管理します。

表1 東芝エレベータグループ環境関連物質区分

区分	判断基準	該当物質(群)
ランクA (禁止物質(群))	東芝エレベータグループにおいて、調達品(包装材含む)への含有を禁止する物質(群)。国内外の法規制で製品(包装材含む)への使用が禁止または制限されている物質(群)	表2
ランクB (管理物質(群))	使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質(群)、またはクロードシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質(群)	表3

東芝エレベータグループ環境関連物質リスト

表2 ランクA 禁止物質(群)

番号	物質(群)名	納入品禁止時期	納入禁止含有濃度の閾値
A01	アスベスト類	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料(特定アミンを形成するものに限る)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A03	カドミウム及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ100 ppm(*2, *3)
A04	六価クロム化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ1000 ppm(*2, *3)
A05	鉛及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ1000 ppm(*2, *3)
A06	水銀及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ1000 ppm(*2, *3)
A07	オゾン層破壊物質(例: CFC 類、HCFC 類、HBFC 類、四塩化炭素等)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A08	ポリ臭化ビフェニル類(略称: PBB 類)	既に禁止	意図的添加の禁止かつ1000 ppm(*2)
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(略称: PBDE 類)	既に禁止	意図的添加の禁止かつ1000 ppm(*2)
A10	ポリ塩化ビフェニル類(略称: PCB 類)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A11	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上のものに限る)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A12	放射性物質	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A13	一部(炭素鎖長 10~13)の短鎖型塩化パラフィン	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A14	トリブチルスズ(略称: TBT)、トリフェニルスズ(略称: TPT)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A15	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(略称: TBTO)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A16	4-アミノジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A17	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタナフタレン(別名: アルドリン)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A18	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エンド-1,4-エンド-5,8-ジメタナフタレン(別名: エンドリン)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A19	黄りん(例: マッチの火薬に含有している場合がある)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)

A20	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン 1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名：クロルデン又はヘプタクロル）	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A21	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン 又は N,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A22	ダイオキシン類	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A23	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名：DDT)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A24	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン（別名：ディルドリン）	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A25	ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデンビシクロ[2.2.1]ヘプタン (別名：トキサフェン)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A26	2,4,6-トリ-ターシャリーブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A27	β -ナフチルアミン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A28	4-ニトロジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A29	ビス(クロロメチル)エーテル	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A30	ヘキサクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A31	ベンジジン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A32	ベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A33	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A34	ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン (別名：マイレックス)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A35	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (別名：ケルセン又はジコホル)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A36	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン（別名：六塩化ブタジエン）	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A37	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名 PFOS)又はその塩	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A38	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド (別名：PFOSF)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A39	ポリ塩化ターフェニル(略称:PCT 類)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A40	三置換有機スズ化合物(A14, A15を除く)	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*4)
A41	フマル酸ジメチル(略称:DMF)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A42	ペンタクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A43	r-1,c-2,t-3,c-4,t-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名： α -ヘキサクロロシクロヘキサン)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A44	r-1,t-2,c-3,t-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名： β -ヘキサクロロシクロヘキサン)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A45	r-1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名： γ -ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A46	デカクロロペンタシクロ[5.3.0.0 ^{2,6} .0 ^{3,9} .0 ^{4,8}]デカン-5-オン (別名：クロルデコン)	既に禁止	意図的添加の禁止(*1)
A47	ジオクチルスズ化合物(略称:DOT)	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*4,*5)

A48	ジブチルスズ化合物(略称:DBT)	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm (*4, *5)
A49	エンドスルファン(6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a, 6, 9,9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド) (別名:ベンゾエピン)	既に禁止	意図的添加の禁止 (*1)
A50	ヘキサブロモシクロドデカン(略称:HBCDD)	既に禁止	意図的添加の禁止 (*1)
A51	一部の芳香族炭化水素類(PAH)	2015/7/1 から禁止	人体に触れる部分かつ 1 ppm (*5)
A52	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(略称:DEHP)	2015/7/1 から禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm (*6)
A53	フタル酸ジブチル(略称:DBP)	2017/1/1 から禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm (*6)
A54	フタル酸ブチルベンジル(略称:BBP)	2017/1/1 から禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm (*6)
A55	フタル酸ジイソブチル(略称:DIBP)	2017/1/1 から禁止	意図的添加の禁止 (*6)
A56	赤燐	2017/1/1 から禁止	意図的添加の禁止 (*1)

(*1)意図的添加とは特定の特性、外観、または品質をもたらすため納入品形成時に化学物質を故意に使用することです。

(*2) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。たとえば、カドミウム及びその化合物の場合はカドミウム元素の濃度とします。ただし、欧州RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とします。

(*3) 包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質(カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物)の総量として重量比で100 ppmを含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。

(*4) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分子は金属スズ(Sn)としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位(DBTのみ混合物も含む)とします。

(*5)欧州REACH規則付属書XVII記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

(*6) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。現在、昇降機は欧州RoHS指令の適用除外製品であり、含有禁止の除外としますが、含有量の把握は行う必要があり、調査を実施致します。

表3 ランクB 管理物質(群)

番号	物質(群)名
B01	アンチモン及びその化合物
B02	ヒ素及びその化合物
B03	ベリリウム及びその化合物
B04	臭素系難燃剤(PBB 類(A08)及び PBDE 類(A09)を除く)
B05	ニッケル及びその化合物(人体に触れる部分のみ)
B06	フタル酸エステル類(DEHP(A52)、DBP(A53)、BBP(A54)、DIBP(A55)及び(B12)で指定されたフタル酸エステル類を除く)
B07	ポリ塩化ビニル及びその化合物(略称:PVC)
B08	セレン及びその化合物
B09	パーフルオロカーボン(略称:PFC 類)
B10	ハイドロフルオロカーボン(略称:HFC 類)
B11	六フッ化硫黄
B12	欧州REACH規則のSVHC(認可対象候補物質)(*7)

(*7) 欧州REACH規則第59条の手続きにより選定された認可対象候補物質。分母は、納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

5. 調達取引先様へのお願い事項

東芝エレベータグループでは、グリーン調達を推進するために、ビジネスパートナーである調達取引先様に「調達取引先様での環境保全の推進」、「環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給」、「調達品の環境品質確保のための契約の締結」ならびに「各種調査へのご協力」をお願いしています。調達取引先様には、これらのお願い事項や調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう、宜しくお願いします。

5.1 調達取引先様での環境保全の推進

調達取引先様に積極的な環境保全への取り組み(環境方針策定・システム整備・教育実施等)をお願いします。

5.2 環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給

調達取引先様の納入品については、製品含有化学物質の管理として、以下の徹底をお願いします。

(1) 製品含有化学物質管理体制の構築

JAMPが提供する【製品含有化学物質管理ガイドライン】をご参照願います。

<https://chemsherpa.net/docs/guidelines>

(2) 有害化学物質の削減等、環境負荷の小さい部品・材料等の調達(グリーン調達)の実施

(3) 弊社からお願いする環境関連物質使用状況調査へのご回答

(注)ご提出いただいた資料および資料に記載された情報については、当該調達品に関係する当社グループ企業に開示する場合や、当社の顧客要求等に基づき当社顧客に開示する場合があります。

補足: JAMP【製品含有化学物質管理ガイドライン】は、サプライチェーン全体で製品含有化学物質情報の授受が適切かつ確実に行われるように組織における製品含有化学物質管理のポイントをまとめたものです。

(扱う製品や工程、業態などにより、最適な管理の方法は異なりますので、リスクに応じた適切な管理方法を自ら検討／実践／継続的に維持・改善することが必要です。)

5.3 調達品の環境品質確保のための契約の締結

調達品の環境品質確保のため、調達取引の際に「品質保証協定書」の締結をお願いしています。

また、必要に応じて「特定有害物質の使用制限に関する合意書」等の提出をお願いする場合があります。

5.4 各種調査への協力

5.4.1 調達取引先様の環境保全活動の調査

環境保全活動に積極的に取り組んでいる調達取引様とのパートナーシップを強化するため、調達取引先様の環境保全に対する活動状況を調査します。お願いする調査内容は、主に以下の内容となっており、【様式1】「環境保全評価リスト」を使用します。

<調査項目>

- (1) ISO14001外部認証取得状況
- (2) グリーン調達活動実施状況
- (3) 環境保全活動状況
 - ・環境方針について
 - ・組織・計画について
 - ・事業の環境側面・システムについて
 - ・情報公開・教育について
 - ・製品含有化学物質管理体制

5.4.2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査

製品含有化学物質の管理体制を構築・維持いただくため、調達取引先様の化学物質管理体制を調査する場合があります。

調査には、JAMPが提供する【製品含有化学物質管理ガイドライン 実施項目一覧表兼チェックシート】や弊社の定める調達先品質監査で使用する「調達先品質評価シート」に準じて確認します。

5.4.3 調達品の含有化学物質(群)に関する調査

新規調達品の設定および既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質(群)の含有状況を調査します。納入品の種類や必要性に応じて、お願いする調査内容は異なる場合があります。

お願いする調査は、主に以下の項目です。

<調査項目>

- (1) 環境関連物質として、欧州RoHS指令適合のための確認
- (2) 環境関連物質として、本紙”4.3項「環境関連物質[ランクA 禁止物質(群)][ランクB 禁止物質(群)]」の確認

- (3)本紙“4. 3項”環境関連物質[ランクB 禁止物質(群)]の内、REACH規則の認可対象候補となる高懸念物質(SVHC:(*1))の含有有無の確認
 - (4)欧州REACH規則対応の化学物質(群)含有量調査
 - (5)各種分析評価結果の調査
- (*1) 高懸念物質(SVHC: Substance of very high concern)とは、欧州REACH規則第57条の基準に該当し、かつ第59条の手続きにより、認可対象候補物質として選定された物質です。

5. 4. 4 特定化学物質調査依頼書 兼 不含有証明書

(1)調査依頼

当社の窓口から調達取引様宛に対し、“特定化学物質調査依頼書 兼 不含有証明書”を送付させていただきますので、その内容についてご回答をお願いします。

(2)その他注意事項

- ①部品の代替検討や新規部品採用判断用のため、ご回答は希望回答日限までをお願いします。
- ②指定期日までにご回答が無い場合には、継続的な使用もしくは新規採用できない場合があります。なお、ご回答が遅れるなど特別な理由がある場合は、個別に連絡願います。
- ③ご回答頂いた調査結果内容に不正があり、それによって弊社に損害が発生した場合、その補償等について請求させて頂くことがあります。
- ④製造中止品及び製造中止予定(製造中止が決定しているもの)の部品に対して、調査依頼が出された場合には、調査結果内容と合わせて製造中止についても記載して下さい。
- ⑤本紙“4. 3項”環境関連物質[ランクA 禁止物質(群)][ランクB 禁止物質(群)]の含有部品の代替品がある場合は、その旨を【様式2】「上記規制物質以外の化学物質」欄に記載して下さい。

5. 5 本紙の取り扱い上の注意

本紙(グリーン調達運用ガイドライン)では、リストなどの中にいくつかの材料について法令の引用と規制限度について言及していますが、これらの引用および規制限度を法令遵守目的で利用しないでください。

また、材料および化学物質に関する望ましい使用方法ならびに法的規制・禁止の例も提示していますが、これらの例は参照のためだけのものであり、すべての使用方法・規制・禁止を包括的に言及しているわけではありません。個別の遵守については法令に従ってください。

このガイドラインに記載された目的に合致しないガイドラインの利用については、責任を持つ もしくは保証するものではありません。

このガイドラインに材料および化学物質が列挙されていても、その列挙によってそれらの環境または健康への影響に関する判断を暗示または表示をしているわけではありません。

以上

発行元

東芝エレベータ株式会社